

様式第6号（第9条）

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
(株) 広洋社	水戸市笠原町1368-1	9-620206

2 指名停止措置期間

平成29年 8月10日 ～ 平成29年 9月 9日 1か月

3 指名停止措置の適用範囲

常陸太田市が発注する物品の購入及び役務の提供

4 事実概要

(株) 広洋社は、平成29年7月19日入札した「29. 茨城県知事選挙ポスター掲示板購入276枚」において落札者となるべきところ、仕様を満たす物品調達等ができないことを理由に契約を辞退した。

5 指名停止理由

(株) 広洋社が契約を辞退したことは「常陸太田市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領」別表第9号（1）に該当する。

〈指名停止措置要領別表〉

措 置 要 件	期 間
1～8 略 (不正又は不誠実な行為) 9 (1) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品調達等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。 (2) 略	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
茨城県常陸太田市金井町3690
電話 0294-72-3111